

外務省提出資料

原子力損害の補完的な補償に関する条約
C S C (Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage)

1. C S C概要

- ・越境損害も含めた原子力損害に対する賠償に関する国際ルールを定める3系統の条約のひとつ。現在未発効であるが、日本が締結すれば発効。

* 1997年採択 発効要件：5カ国以上の締約国の原子炉の熱出力の合計が4億kWを上回ること（現在の締約国の熱出力量合計：3億kW強、日本の熱出力量：約1.5億kW）

* 締約国：米国，モロッコ，ルーマニア，アルゼンチン，アラブ首長国連邦（印等13か国が署名・未締結）

2. 主な内容

- ・裁判を事故発生国においてのみ行う（裁判管轄権の集中）
- ・事故を起こした施設の原子力事業者のみが過失の有無を問わず賠償責任を負う（無過失責任・責任集中）
- ・賠償措置額の設定
- ・損害が一定額を超える場合に締約国が一定のルールで賠償金を補填

3. 締結の意義及び必要性

- ・越境損害も含めた原子力損害に係る国際的な賠償制度の構築の重要性（IAEAの原子力安全行動計画等で国際的にも確認）
- * 日本を除くG8諸国全てが、3系統の条約のいずれかを締結（加は署名後の国内手続中）

- ・福島第一原発の廃炉・汚染水対策に知見を有する外国企業の参入の環境整備

- ・もたらされるメリット

被害者：国際的なルールに基づく迅速・公平な賠償等

原子力事業者等：締約国において一定水準で共通の原賠制度や事故発生国への裁判管轄権の集中等が確保されることによる法的予見性の向上，損害が一定額を超える場合の拠出金による補填等

(了)